

認可外保育施設利用者の保育料負担軽減（案）

資料 3

1 趣旨

国の保育料負担軽減の内容を踏まえ、認可保育所や幼稚園等において保育料の軽減措置を実施することに併せ、認可外保育施設利用者に対しても保育料負担軽減を行う。

2 認可外保育施設利用者に対する保育料負担軽減案

現行の負担軽減に加え、国の負担軽減と同様に一定の所得以下の世帯を対象とし、多子世帯及びひとり親世帯等の負担軽減を実施する。

【通年制保育園及びへき地・季節保育所利用者の保育料負担軽減案】

・多子世帯の保育料負担軽減の考え方

認可保育所等と同様に、保護者が監護し生計を同じくする子どもの人数でカウントすることとし、第2子以降の保育料を半額とする。
(年齢制限の撤廃)

・ひとり親世帯等の保育料負担軽減の考え方

認可保育所等と同様に第1子の保育料を半額、第2子以降の保育料を無料とする。

※いずれの負担軽減も保育を必要としない3歳未満の児童を対象としない。

【私立認可外保育施設利用者の保育料負担軽減案】

新たに保護者の申請に基づき保育料の一部又は全部を補助する制度を創設。

・多子世帯の保育料負担軽減の考え方

認可保育所等と同様に、保護者が監護し生計を同じくする子どもの人数でカウントし、第2子以降の保育料に補助限度額を設定した上で、最大で2分の1補助する制度を設ける。

・ひとり親世帯等の保育料負担軽減の考え方

補助限度額を設定した上で、最大で第1子の保育料が半額、第2子以降の保育料が無料となる補助制度を設ける。

※いずれの負担軽減も保育を必要としない3歳未満の児童を対象としない。

3 適用時期

平成28年4月に遡及して改正を行う予定。